平成２９年（フ）第２２３号
大阪市東成区深江北１丁目12番26―102号
債務者　平田　大人
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４４号
大阪府東大阪市島之内１丁目８番８―1604号
債務者　中子　　広（旧姓森岸）
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２８号
大阪市浪速区恵美須西２丁目５番４号ヒラソール恵美須504号
債務者　村田　美幸（旧姓上原）
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０５号
大阪市住吉区我孫子３丁目６番36号　山田コーポ　301号
債務者　中北　　徹
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１２号
大阪府門真市月出町11番13号　月出ハイツ205号、前住所大阪府門真市本町１番17―307号
債務者　西村　啓吾
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１５号
大阪市東住吉区矢田４丁目19番10号　れんげハイツ長居公園
債務者　木村　孝子
法定代理人成年後見人　西川　忠良
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２４号
高知県香美市土佐山田町山田1012番地18
債務者　宮本　由美
1　決定年月日時　平成29年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３３４号
高知市朝倉南町８番32号　第10つくもコーポ７階706号室
債務者　吉本　　浩
1　決定年月日時　平成29年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２号
高知県香南市野市町兎田224番地２　コーポしまむら101号
債務者　三和　大輝
1　決定年月日時　平成29年２月９日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第５５４３号
大阪市城東区鴫野西２丁目１番２―305号
債務者　宮地　卓也
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１２号
大阪府茨木市中村町４番２号　ヴァンテーヌ４Ｂ号
債務者　松島　　稔
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０４号
大阪市港区港晴３丁目４番19号　ハイツ港晴２　301号
債務者　西内　　実
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１３号
大阪府東大阪市俊徳町３丁目４番26号　メゾンドビオ　103
債務者　村上　政昭
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６号
静岡県焼津市浜当目３丁目６番10号
債務者　山本　　優
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月10日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３５号
大分県国東市国東町川原1404番地
債務者　山岡　　渉
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月11日午後１時30分
大分地方裁判所杵築支部破産係